

広島県告示第三百九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和六年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
上温品二丁目六地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

広島市東区									郡市・区								
上温品二丁目									町								
温品町									大字								
蛇拔									字								
地番									標柱番号								
二六六四番九	一〇一〇四番一	一〇一〇五番	一〇一〇六番	二六五七番四	二六五八番六地 先市道敷	二六五九番九	二六六四番一地 先水路敷	二六六二番一六	標柱一号	標柱二号及び三号	標柱四号	標柱五号	標柱六号	標柱七号	標柱八号	標柱九号	標柱一〇号